

議案第 6 1 号

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例

第 1 条中「第 2 0 3 条第 1 項の規定による議員報酬、同条第 2 項の規定による費用弁償及び同条第 3 項の規定による期末手当、法」を削る。

第 2 条第 1 項中「議員報酬又は報酬の支給」を「報酬」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とする。

第3条の見出し中「議員報酬等」を「報酬」に改め、同条第1項中「、議員報酬」を削り、同項第1号中「、議会の議員」を削り、同条第2項中「12月1日」の次に「(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、「及び議会の議員」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第4条の見出し中「議員報酬等」を「報酬」に改め、同条第1項中「、議会の議員」を削り、「になった」を「となった」に改め、「、議員報酬」を削り、同条第4項中「、議員報酬」及び「ものとする」を削り、同条第5項中「特別」を「、特別」に改める。

第5条第1項中「、議会の議員」を削る。

第5条の2の見出し中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加え、同条中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加え、「つど」を「都度」に改める。

第7条中「支給方法は」を「支給方法については」に、「支給方法に」を「支給方法の例に」に改める。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「市長が」を「、規則で」に改める。

附則第6項を削る。

附則第7項の見出し中「市長等の」を削り、同項中「市長その他の特別職の職員(議会の議員を除く。)に支給する」を削り、同項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とする。

別表第1職名の項中「、議員報酬」を削り、同表議会の項を削る。

別表第2に次のように加える。

民生委員推薦会委員	” 9,100円
-----------	----------

別表第6中

「

市長	37円	3,300円	16,500円	3,300円
議会議員				

を」

「	市長	37円	3,300円	16,500円	3,300円	」
---	----	-----	--------	---------	--------	---

改める。

(市川市名誉市民条例の一部改正)

第2条 市川市名誉市民条例(昭和63年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市市政戦略会議条例の一部改正)

第3条 市川市市政戦略会議条例(平成22年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

(市川市総合計画審議会条例の一部改正)

第4条 市川市総合計画審議会条例(昭和50年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市社会福祉審議会条例の一部改正)

第5条 市川市社会福祉審議会条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条

例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

(市川市公文書公開条例の一部改正)

第6条 市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条第9項中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市個人情報保護条例の一部改正)

第7条 市川市個人情報保護条例(昭和61年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第23条第8項中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

第24条第9項中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市住居表示審議会条例の一部改正)

第8条 市川市住居表示審議会条例(昭和38年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第8条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「職務を行なう」を「及び職務を行う」に改める。

(市川市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第9条 市川市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員

の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「職務を行なうため、費用弁償する」を「及び職務を行うための費用を弁償する」に改める。

（市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第10条 市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

（市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正）

第11条 市川市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和36年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に、「第3条第4項の規定に基き」を「第3条第5項の規定に基づき、」に改める。

（市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第12条 市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

第19条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(市川市防災会議条例の一部改正)

第13条 市川市防災会議条例(昭和37年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(報酬及び費用弁償)

第5条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(市川市水防協議会条例の一部改正)

第14条 市川市水防協議会条例(昭和62年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市国民保護協議会条例の一部改正)

第15条 市川市国民保護協議会条例(平成18年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

(市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例の一部改正)

第16条 市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例(平成16年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第20条第9項中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

(市川市男女共同参画社会基本条例の一部改正)

第17条 市川市男女共同参画社会基本条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条第9項中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

（市川市文化財保護条例の一部改正）

第18条 市川市文化財保護条例（昭和51年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第51条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

（市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正）

第19条 市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

（市川市介護保険条例の一部改正）

第20条 市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

第16条第2項中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

（市川市医療施設等対策審議会条例の一部改正）

第 2 1 条 市川市医療施設等対策審議会条例（昭和 5 9 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

（市川市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

第 2 2 条 市川市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和 5 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

（市川市国民健康保険条例の一部改正）

第 2 3 条 市川市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「定数」を「定数等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正）

第 2 4 条 市川市スポーツ振興審議会条例（昭和 3 7 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「委員には別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

（市川市環境審議会条例の一部改正）

第 2 5 条 市川市環境審議会条例（昭和 4 7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「委員には、別に」を「市は、委員及び専門委員に対し、市川

市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

（市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第26条 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

（市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正）

第27条 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

（市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第28条 市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

（市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部改正）

第29条 市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（昭和47年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第73条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

第79条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

(市川市都市計画審議会条例の一部改正)

第30条 市川市都市計画審議会条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市景観条例の一部改正)

第31条 市川市景観条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第40条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

(市川市大町レクリエーションゾーン協議会条例の一部改正)

第32条 市川市大町レクリエーションゾーン協議会条例（昭和62年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市下水道事業審議会条例の一部改正)

第33条 市川市下水道事業審議会条例（平成5年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する

条例の一部改正)

第34条 市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例(平成13年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(報酬及び費用弁償)

第17条の2 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(市川市建築審査会条例の一部改正)

第35条 市川市建築審査会条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、職務を行なう」を「、報酬を支給し、及び職務を行う」に改める。

(市川市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部改正)

第36条 市川市ラブホテルの建築規制に関する条例(昭和58年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正)

第37条 市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和62年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第11条第8項中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改

める。

(市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第38条 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第65条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市交通対策審議会条例の一部改正)

第39条 市川市交通対策審議会条例(昭和50年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市立小中学校通学区域審議会条例の一部改正)

第40条 市川市立小中学校通学区域審議会条例(昭和56年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

(市川市心身障害児就学指導委員会条例の一部改正)

第41条 市川市心身障害児就学指導委員会条例(昭和49年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第9条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の」に、「報酬を支給し、職務を行なう」を「、報酬を支給し、及び職務を行う」に改める。

(市川市幼児教育振興審議会条例の一部改正)

第42条 市川市幼児教育振興審議会条例(昭和50年条例第30号)の一部

を次のように改正する。

第8条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

（市川市少年センター設置条例の一部改正）

第43条 市川市少年センター設置条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、職務を行なう」を「、報酬を支給し、及び職務を行う」に改める。

（市川市奨学資金条例の一部改正）

第44条 市川市奨学資金条例（昭和44年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、職務を行なう」を「、報酬を支給し、及び職務を行う」に改める。

（市川市社会教育委員設置条例の一部改正）

第45条 市川市社会教育委員設置条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「委員には、別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

（市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第46条 市川市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条中「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」

を「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、「支給し、」の次に「及び」を加える。

(市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第47条 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条中「委員には別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「職務を行なう」を「及び職務を行う」に改める。

(市川市消防委員会条例の一部改正)

第48条 市川市消防委員会条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「委員には別に」を「市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の」に、「報酬を支給し、」を「、報酬を支給し、及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後に支給事由の生じた給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた給与、議員報酬及び報酬並びに旅費及び費用弁償については、なお従前の例による。

理 由

「市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の提案に伴い「市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例」について題名の改正を含めた条文の整備を行うとともに、同条例を引用している附属機関に関する条例等について条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。